

香深中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

子どもたちがより良いつながりを築けるように

～いじめを許さない、思いやりのある学校を目指して～

【I】はじめに

1. 平和で安心できる学校は、香中生そして地域全体の願い

香深中学校は、これまでの歩みの中で、家庭・地域の応援に支えられながら、生徒自身の手で学校のルールを作り、誰もが心に抱く願いを互いの努力で実現することの大切さを学び合ってきた学校です。現在も香中生が大切を守る「香中の校則」や「遊びのルール」はその財産です。私たち大人は、「香中の校則」の前文に記された香中生の決意をこれからも応援し、平和で安心できる学校を、子どもと共に地域をあげて目指し続けます。

私たち香中生は、卒業した先輩と未来の香中生のためにも、みんなでこの校則を大事にし、より良く変え、守り続けて、香中をもっともっと良くすることを決意します。

(平成18年制定「香中の校則」より)

2. いじめを克服していくために

誰もが学び、自立への確かな力を身につけていく権利を持っています。また、人との正しい関わりを通して互いを認め合い、共生の道を歩む権利を持っています。いじめは大小に関わらず、その権利を侵害し、人が心豊かに生きる喜びを確実に奪う行為です。私たちはこれを断じて許してはならないと考えます。

いじめはどこでも、誰にでも起こりうるものです。いじめの芽は、気づかぬうちに私たち自身の中に現れます。思いやりを忘れた人や社会に、それは確実に宿ります。私たちは、いじめを克服していく鍵は、次の三点であることに確信を持ち、ここに「いじめ防止基本方針」を定めます。

- いじめ問題に、教職員を始め、全ての大人が正しく向き合うこと。
- いじめを許さない学校づくりを、全ての大人の力あわせで進めること。
- 子どもたちに、自らいじめの芽と正しく向き合い、乗り越える力を育てること。

【Ⅱ】いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

香深中学校では、より実効性のある「いじめの未然防止・早期発見・早期解決」を図るため、以下に示すことを「いじめ（許されないこと）」として指導します。

どんな理由があっても いじめとなること	暴力・物を盗む・物を壊す・物を隠す…など
	*これらの行為は犯罪であることを理解させる。 「ふざけた」「相手も」を理由と認めず、毅然と指導する。 *されそうになったら、「拒む」「助けを求める」「相談する」等の対応をし、1人で悩まないことを日頃から教える。 *身近に起きたこれらの行為を放っておかず、「止める」「注意する」「助ける」「相談する」等の対応をすることを日頃から教える。
相手にいじめであると 感じさせてしまうこと	悪口・にらむ・こそこそ話・きつい言い方や態度…など
	*嫌だと感じたら、「相手に言う」「無視する」「相談する」等の対応をし、1人で悩まないことを日頃から教える。 *嫌だと感じさせたら、心当たりがなくとも「やめる」「気を付ける」ことを日頃から理解させる。わかっているのに続けることを許さない。
目の前に相手がいなくとも いじめとなること	陰口・いたずら書き・ネット上での中傷…など
	*相手に拒む機会を与えないこれらの行為を絶対に認めず、許されないものであることを理解させる。 *身近に起きたこれらの行為に決して同調せず、「止める」「注意する」「助ける」「相談する」等の対応をすることを日頃から教える。

いじめ「解消」の判断基準

①いじめに係る行為が止んでいること

■心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続している（相当の期間とは少なくとも3ヶ月を目安）

■いじめの被害の重大性等から必要な場合にはさらに長期の期間を設定する

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

■いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる

■苦痛を感じていないことを被害児童生徒本人及びその保護者に面談等で確認する

【Ⅲ】未然防止のために

1. 豊かな教育活動こそ、最大のいじめ防止策

教育の目的は「人格の完成」であり、その歩みこそ、いじめの芽を生み出さない土壌づくりであると言えます。香深中学校は、全教職員がその理念に基づき、知・徳・体をバランスよく育てる教育活動を推進します。

2. 優しく、たくましい子どもを育て、居場所をつくる3つの指標

(1) 社会の中で、自立的に行動できる

- * 向上心を持ち、意欲的、自主的に行動することができる。
- * 目標に向かって見通しと計画を立て、粘り強く頑張ることができる。
- * 自信や、自己有用感を持つことができる。

目標に基づく計画実践
自己選択・決定の場の重視
自己評価と相互激励の充実
自信を引き出す、成果の振り返り

(2) 社会の中で、良好な人間関係を築いていける

- * 思いやりや感謝の気持ちを持ち、それを表現できる。
- * 積極的に人とつながり、力あわせができる。
- * 集団の一員としての自覚を持ち、責任を果たすことができる。

「許されないこと」の指導の徹底
力あわせが必要な活動の充実
思いやりと生き方を学ぶ道徳
心を込めたあいさつの奨励

(3) 社会で生きていくのに、必要な力や習慣が身についている

- * 基礎的な学力・体力、思考力・判断力・表現力が身についている。
- * 主体的・自主的な学習習慣が身についている。
- * 健康で安全に生活するための意識や習慣が身についている。

全員参加で、達成感のある授業
表現する力と意欲を育む指導
自他の安全や健康を学ぶ活動
視野を広げ、心を育む読書活動

【Ⅳ】早期発見・早期解決のために

1. 「いじめの芽」を見逃さない、学校の責務

(1) 全教職員による日常の観察

- * 「許されないこと」「いじめの定義」の全校での共通理解。
- * 「遊び」「ふざけ」の中にある危険要因への働きかけ。
- * いじめを許さない、思いやりにあふれた全校・学年での雰囲気づくり。

(2) 定期的な調査と相談活動の実施

- ＊6月と10月の「いじめアンケート」や、7月と12月の「アセス」の実施、学期ごとの「ほっと」の実施、分析結果による集団づくりの振り返り。
- ＊学校評価による香中のいじめ対策の検証と改善。
- ＊教育相談の実施と、共感と対話を基盤とした生徒との信頼関係づくり。
- ＊ネットパトロールの実施と、情報モラル教育の充実。

(3) 地域関係者とのネットワークの整備

- ＊「いじめ防止・対策委員会」の設置と、関係機関との協力体制づくり。
- ＊PTA・地域住民との懇談の場や、子育てを学び合う活動づくり。
- ＊通報・相談窓口の明示。

2. つながりあって子どもを守る、いじめへの対応

(1) 情報の共有と迅速な対応

- ＊学年部・分掌を機能させた情報の共有と実態分析。
- ＊生徒の心身の安全を最優先した、対応の具体化と体制づくり。
- ＊成果の検証と再発防止に向けた方策づくり。

(2) 基本観点に沿った、柔軟かつ効果的な対応

対応の具体化と体制づくりに際しては以下の観点に沿って、校長の責任により実態に対し最善と考えられるレベルで速やかに行います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①被害者の心身の保護を最優先とする。②全教職員の協力のもとに、初期ならびに中長期対応に向けた方策と体制を確立する。③教育委員会、教育局ならびに他の関係機関との必要な連携・協議を進める。④被害者と、その保護者との必要な連携・協議を進める。⑤加害者と、その保護者への教育的指導と相談活動を実施する。⑥保護者への周知と協力の要請について、適正かつ明確な内容でこれを行う。⑦生徒集団に対し、学級・学校としての指導方針を明確に示す。⑧必要に応じ、各所において個別のサポート体制を確立し、対応にあたる。 |
|--|

(3) 専門性の向上に向けた取組

- ＊関係法令や、いじめ防止基本方針についての研修の実施。
- ＊生徒指導や教育相談等に関する、各種研修への参加。
- ＊学級経営交流や生徒指導交流の実施。

【V】 重大事態への対応について

『重大事態』

- ① いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ② いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

（「いじめ防止対策推進法」第28条より）

- * 重大な被害 →「児童生徒が自殺を企図した場合」
「身体に重大な傷害を負った場合」
「金品等に重大な被害を被った場合」
「精神性の疾患を発症した場合」
「転学等を余儀なくされた場合」
「本人・保護者からの申し立てがあった場合」など

- * 相当な期間 →「年間30日を目安とする」

（「北海道いじめ防止基本方針」より）

※上記を指標としながら、重大であるか否かについては、事実をもとに総合的な見地に立ち、慎重な判断の上になされる必要があるものとする。

緊急で重大な事案が発生した際は、以下の対応を基本とします。

- (1) 礼文町教育委員会への報告
- (2) 礼文町教育委員会の指導および支援のもと、「調査」と「実施組織」についての実施主体の判断
- (3) 学校が実施主体の場合は、「Ⅳ－2－(2)」に示した基本観点に沿って、以下の流れで具体的取組を推進
 - ①「調査票」の作成と分析
 - ②いじめを受けた生徒および保護者への情報提供
 - ③礼文町教育委員会への報告と対策委員会の設置
 - ④当面の方策ならびに中・長期にわたる対応方針の確立と実施
 - ⑤その他、必要と思われる対応

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

【VI】「いじめ防止・対策委員会」の設置について

1. 目的と機能

(1) 目的

いじめ防止基本方針を共通理解し、学校・家庭・地域・関係団体の連携・協力によって、いじめを許さない学校づくりを日常的に進めると共に、いじめが生まれた場合の適切な協議と対処を行う。

(2) 機能

- ①いじめ防止基本方針と、それに基づく教育計画の確認・検証・修正。
- ②いじめが心配される情報の共有と、未然防止に向けた協議・調整。
- ③いじめが発生した際の情報の整理・共有と、組織的な対応の推進。
- ④いじめの相談・通報の窓口。
- ⑤関係機関との連携。

2. 体制と運営

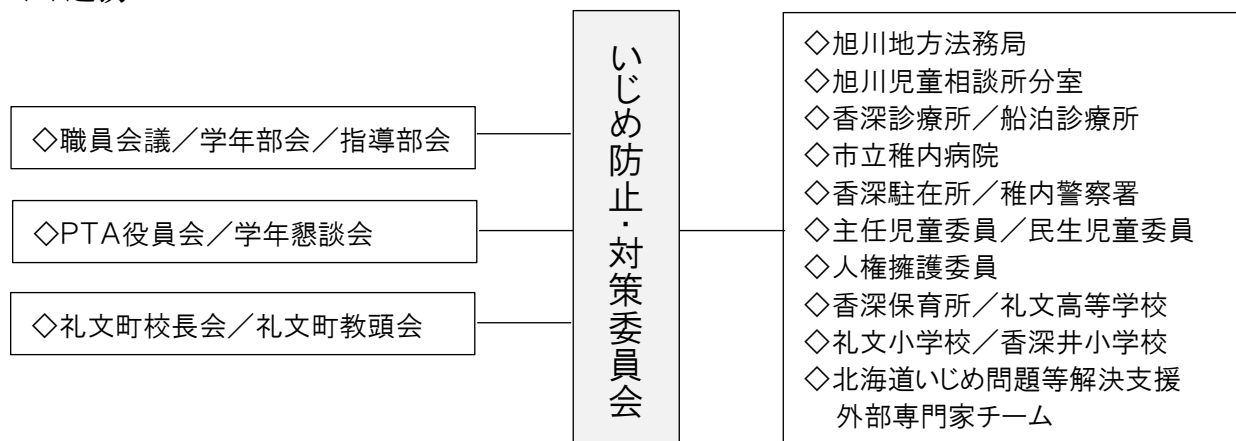
(1) 体制

* 校長	* PTA会長
* 教頭	* 学年PTA委員長
* 生徒指導部長	* 礼文町教育委員会代表(次長)
* 特別支援コーディネーター	* 香深駐在所長
* 学級担任	

(2) 運営

- ①年2回の定例会議を開催し、方針の確認と、いじめや生徒の現状について交流します。
- ②必要に応じて臨時会議を開催し、喫緊の課題について必要な協議を行います。
- ③校長が委員長を務め、委員を委嘱します。

(3) 連携



【Ⅶ】 年間計画

月	行事予定	教職員	未然防止 早期発見	生徒会	PTA・地域	交流・検証等
4	始業式／入学式	校内研修 防止基本方針確認 ネット巡回開始 保護者面談	道徳授業 ほっと実施	新入生 オリエン テーショ ン 前期生 徒総会	学年懇談会 PTA役員会 PTA総会 部活動保護者会 教養厚生委員会	ほっとによる検証
5				局活動		
6		道徳授業研修	いじめアンケート 教育相談	局活動		アンケート結果分析
7	管内中体連 夏季休業	学級経営交流	ほっと実施 道徳授業		学年懇談会	ほっとによる検証 いじめ防止対策委
8				局活動 縦割り班 結成集 会	PTA役員会	
9		道徳授業研修	ほっと実施		学年懇談会	ほっとによる検証
10	香中祭		いじめアンケート	局活動	学年懇談会	アンケート結果分析
11			教育相談	局活動 後期生 徒総会	PTA役員会 教養厚生委員会	
12	冬季休業	道徳授業研修 学級経営交流	ほっと実施		学年懇談会	ほっとによる検証 いじめ防止対策委
1			道徳授業	局活動		
2	入学説明会		ほっと実施	局活動	PTA役員会 学年懇談会	ほっとによる検証
3	卒業式 修了式	防止基本方針改善		局活動 3年生を 送る会		

【Ⅶ】 いじめ早期発見のためのチェックリスト

【日常の様子や行動】

- ☐ チック・欠席・早退が増えた。
- ☐ 保健室で過ごす時間が増えた、すぐ保健室に行きたがる。
- ☐ 用もないのに、職員室や保健室を訪れる。
- ☐ 教員の近くにいたがる。
- ☐ 表情が暗い、元気がない、視線を合わせない。
- ☐ 衣服に汚れや破れが見られる。
- ☐ 持ち物や掲示物にいたずらや落書きをされる。
- ☐ 体に傷やケガがある、ケガの理由を隠す。

【授業や給食での様子】

- ☐ 授業に遅れて入ってくる。
- ☐ 発言に対して、からかわれる。
- ☐ グループ活動に入ろうとしない。
- ☐ 給食の量が減ったり食べなかったりする。

【放課後の様子】

- ☐ 清掃時に一人だけ離れて清掃している。
- ☐ 一人で下校したり、部活動の準備・片付けをしている。
- ☐ 部活動を休んだり、やめたいと言い出す。
- ☐ 部活動の話題を避けたがる。